

出雲崎町農作物渇水対策事業補助金交付要綱

第 1 条 (略)

(対象要件)

第 2 条 この要綱において、補助金の対象となる要件については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耕作地 農業者等が販売を目的に水稻及び園芸作物を生産する出雲崎町農業再生協議会が作成した水稻生産実施計画書に登載の農地であること。
- (2) (略)
- (3) (略)

(交付対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、出雲崎町内の耕作地で耕作を行う農業者及び農業法人とし、別表に掲げる応急的に補水を行う経費について補助するものとする。ただし、国又は県の補助対象となる事業は対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、町長が査定した経費の合計額の 2 分の 1 以内（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を 1 0 万円とする。

(交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による補助金の額を明らかにし、様式第 1 号による申請書兼実績報告書に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耕作地の場所がわかる書類
- (2) 干害のおそれのある対策前の耕作地の写真、対策状況写真
- (3) 水稻生産実施計画書の写し
- (4) 支払い状況がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

第 6 条 (略)

第 7 条 (略)

第 8 条 (略)

附 則 (略)

別表（第 3 条関係）

区分	補助対象事業費限度額
ポンプ車等の借上げ料	1 日当たり 1 0 0, 0 0 0 円
ポンプ、発電機等の借上げ料	1 日当たり 1 0, 0 0 0 円
ポンプ、発電機等の購入費（更新は不可）	1 台当たり 1 7 0, 0 0 0 円
発電機等の燃料	3, 0 0 0 円
ポリタンク（500 リットル以上）の購入費	1 台当たり 1 0 0, 0 0 0 円